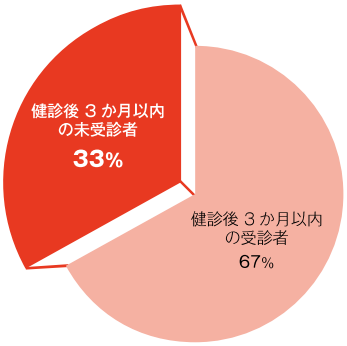
事業主の皆様へ

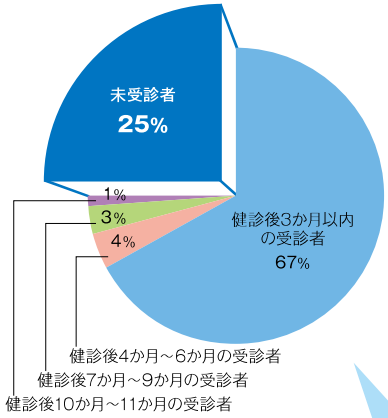
健康診断の結果、受診を必要とする方へ
一日も早く病院へかかるよう働きかけをお願いします

3割
再検査・精密検査の受診率



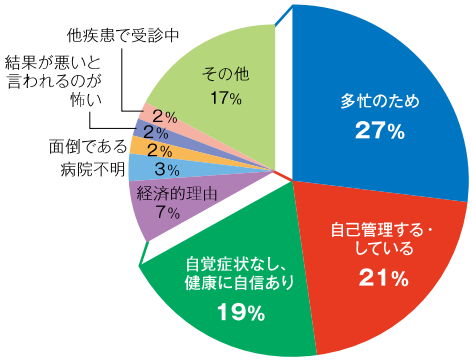
平成30年度健診受診者では、検査の結果「要精密検査」「要治療」となった方の**3割**以上の方が、3か月経っても医療機関を受診されていません。

1/4
勧奨後の医療機関受診率



受診をされていない方には、協会けんぽから、医療機関への受診が必要であることをお知らせする文書を送っています。しかし、協会けんぽからの勧奨後も**25%**（4,353人）が医療機関を受診されていません。

7割
医療機関を受診しない理由



「忙しい」「自己管理している」「自覚症状がない」といった理由で**7割**近くの方が受診されていません。



従業員の皆様が健康でいきいきと働けることは、事業所にとって大切な財産です。

事業主様におかれましては、重大な疾病で業務に影響が出る前に、

- ◆受診しやすい職場環境の整備
- ◆「要精密検査」「要治療」者への受診の声掛け
- ◆必要な方が受診したかの確認

をお願いいたします。



? 事業主が個人の健診結果を確認したり医療機関への受診を勧めても、法律上問題はありませんか？

医療機関への受診勧奨そのものの規定ではありませんが、従業員の健診結果を把握し必要な受診を勧めることは、**労働安全衛生法の趣旨に照らして問題ありません。**

労働安全衛生法により、事業者は健康診断を行わなければならないこと（66条）、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対し、医師または保健師による保健指導を行うように努めなければならないこと（66条の7）、労働者の健康増進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと（69条）、とされています。

また、労働安全衛生法に基づく厚生労働大臣の指針で、**事業者は労働安全衛生法による健康診断の結果に基づき、二次健康診断の対象となる労働者を把握し、二次健康診断の受診を勧奨するとともに、二次健康診断の結果を事業者に提出するよう働きかけることが適当である。**とされています。

全国健康保険協会 長野支部
協会けんぽ

＜お問い合わせ＞　〒380-8583　長野市南長野西後町1597-1　長野表参道ビル8階
☎026-238-1250　（担当：企画総務グループ）

「要精密検査」「要治療」との診断結果を受け取られた方へお渡しください

受診のご案内

健康診断は自覚症状がないうちに発見するための機会です。自覚症状がないから受診しない…では、せっかくの健康診断を活かせません！

健康診断で「要精密検査」「要治療」との診断結果を受け取られた方は、自覚症状がなくても、早めの医療機関受診をおすすめします。

医療機関を受診いただき、その結果を「受診結果」にご自身でご記入のうえ、事業所のご担当者様にご報告くださいますようお願いいたします。

事業所ご担当者様記入欄

お名前：　　様

提出期限：　　年　　月　　日

提出先（事業所ご担当者様）：

項目	要精密検査	要治療	備考（産業医コメントなど）
① 既往歴および業務歴の調査			
② 自覚症状および他覚症状			
③ 身長・体重・視力・聴力			
④ 胸部エックス線検査			
⑤ 血圧			
⑥ 貧血			
⑦ 肝機能検査			
⑧ 血中脂質検査			
⑨ 血糖検査			
⑩ 尿検査			
⑪ 心電図検査			
⑫ その他			

受診結果

医療機関受診後、ご自身でご記入のうえ、事業所のご担当者様にご報告ください。

ご本人様記入欄

◆お名前　＿＿＿＿＿＿＿＿

◆受診した医療機関＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

◆受診日　　年　　月　　日

◆受診した結果　該当する項目に○をつけてください。

異常なし　・　経過観察　・　要治療　・　その他（　　）

（医師からの指示）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿